

教育・研究用医事法データベースの開発・ 構築プロジェクト

平成 27 年 5 月 2 日受付

高 嶋 英 弘*

目 次

- 1 本研究の目的
- 2 本研究の学術的・実務的背景
- 3 本研究の課題と特色
- 4 本研究の手法
- 5 本研究の成果

キーワード：医事法，データベース，医療過誤，生命倫理，不法行為

1 本研究の目的

現在の日本における医療と法律の乖離状況に照らせば、今後、医療関係者と法学関係者が相互理解を深め、協同作業を行うための情報基盤を早急に確立する必要がある。本研究の目的は、医学分野及び法律分野の研究者の協同作業を通して、医事法と医療倫理を対象とするオンラインデータベースを構築し、これを教育機関、医療機関、研究機関、法曹実務で活用することにより、両分野の共通理解に基づく協同作業を促進し、適切な医療環境および医療関係法規の実現を図る点に求められる。

2 本研究の学術的・実務的背景

現在、多くの大学及び医療関係の専門学校において、医事法や生命倫理を対象とした教育が行われている。しかし、その体系や具体的内容は担当者によって異なり、最低限押さえておくべきオーソドックスなカリキュラムさえ確立されていない。その原因は、従来、医療関係者と法律関係者が相互に意見を交換し議論する機会が乏しく、共通の情報基盤が存在しなかった点にあると考えられる。

共通の情報基盤の欠如及びこれに結びついた共同作業の欠如は、教育面だけにとどまらない。現在指摘されている医療危機の背後にある最も大きい問題は、医療関係者と法律関係者の協同作業の欠如であり、その結果、現在においても、あるべき医療とその法規制に向けた総合的観点からの検討は不十分なまま取り残されている。一般に、医療と法律は共に高度な専門領域であり、それぞれの領域に

* 京都産業大学法務研究科

において、専門用語およびこれを用いた独自の思考方法が存在している。そのため、両分野の共通理解およびそれを踏まえた共同作業は特に困難である。たとえば、医療過誤訴訟の判決は多数存在しているが、そこで示された法律側の問題意識は必ずしも医療側に正確に伝わっておらず、逆に医療過誤訴訟の増加は、法的責任の回避を目的とした防衛医療につながるとの指摘すらなされている。

また、医療関係者の中では、患者に対する医学的判断の是非は必ずしも法律によって適切に評価できるものではないという認識がある。とりわけ、人間の生と死に直面する医療行為や新規の医療行為については、必ずしも既存の法律だけが規範となるわけではない。また、精神医療や遺伝性疾患の場合など、医師がインフォームドコンセント（説明されたうえでの同意）の取得に困る場面は少なくないが、必ずしもこれらの状況が法律により適切に考慮されている訳でもない。

このように、医療と法律の乖離は、現在の教育と実務の双方において一般的に見られる状況であり、これに対処するには、双方の交錯する医事法の領域において、現状認識と問題意識を共有できるようにするための情報基盤を整備し、共通のインフラとして利用できるようにする作業が不可欠である。本研究の対象たるオンラインデータベースは、このような情報基盤として、重要な意義を有する。

3 本研究の課題と特色

(1) データベースの利用対象者およびアクセシビリティ

データベースの構築にあたり、まず検討すべきなのは、利用対象者の範囲を確定することである。先述した本研究の目的からすれば、ここで念頭におくべきデータベースは、医療関係者と法律関係者のすべてを対象とし、かつ容易にアクセス可能なものでなければならない。具体的には、医学者、開業医、勤務医、コ・メディカルスタッフ、医学部学生、法学者、法曹実務家、法学部学生、法科大学院生を対象とし、かつ、それぞれの利用者が、研究、実務、教育というそれぞれの場からオンラインで簡単に利用できるシステムである必要がある。

次に、本データベースの対象となるべき情報の種類と内容を確定する必要がある。上記のように利用対象者を広く想定する結果として、本データベースは、医療実務と医学教育に利用しうる医療関係者向けの情報と、法曹実務と法学教育に耐えうる法律家向けの情報の双方を含む必要がある。本研究では、まず、両分野の教育現場と実務において、現在、医療と法に関連する情報としてどのような資料が用いられ、実際にどのような使われ方がなされているのかを調査し、その結果に基づき、医療関係者向けの情報と法律関係者向けの情報の双方を含むデータベースの構築を志向する。

(2) データベースの内容

a) 内容 データベースの内容は、教科書、重要裁判例、設例と解説、Q & A、専門用語解説、関連法令、関連ガイドラインから構成される。また、これらの情報は相互にリンクされ、利用者が問題の全体像を把握することができるよう制度設計されるべきである。たとえば、医師が患者とのトラブルに対処するため本データベースを利用する場合、まず当該トラブルを対象とする設例と解説を読めば、その中には教科書の該当箇所や関連裁判例、用いられた専門用語等へのリンクが設けられており、こ

れらを辿って、問題の背景にある一般的な法制度や原理まで把握できるシステムとする。

なお、医療過誤類型については、すでに網羅的な医療過誤判例データベースがオンラインで提供されているので、教育の観点から見て重要と思われる裁判例に限定してデータベース化する。

b) 医療関係者向けの情報 上記の各内容のうち、とりわけ教科書については、医学教育及び医療実務に向けたオーソドックスな医事法の教科書が必要である。従来の法学者向けの医事法教科書は、このような目的には必ずしも適合しないため、医療関係者の意見を踏まえたうえ、医療関係者にとって理解が容易であり、医療実務に必要な記述に絞った内容を検討する。また、設例と解説についても、実際に医療の現場で生じうる具体的な設問を用意し、医学教育と医療実務の需要に耐えうるものでなければならない。

c) 法学関係者向けの情報 次に、法学教育及び法律実務に耐えうる高度な医事法の教科書が必要である。作成の順序としては、まず法学関係者向けのテキストを作成し、これを医療関係者向けにアレンジすることになる。

d) 叙述様式 本データベースは、オンラインで使用することを念頭においているので、利用者の理解を促進する工夫が設けられる。具体的には、アニメーションやストリーミングビデオとテキストの結合、フローチャートの活用、関連する法令やガイドラインへの外部リンクの充実等、オンライン教材として可能な教材の作り方・提示の仕方をも広く研究対象とする。さらに、情報の種類ごとに予め更新時期を定めておき、これをメタデータとしてそれぞれのコンテンツごとに付加することによって、一定期間経過後は確実にデータをリニューアルするためのシステムを採用する。これによって、確実に情報のアップデートが図られる。

(3) 特色

a) 多様な専門領域の研究者による共同研究

本研究の第1の特徴は、多様な分野の専門家チームによる共同研究であるという点に求められる。医療と法の共通情報基盤を作成するには、個別のアプローチでは達成できない多面的検討を行える体制が不可欠だからである。

b) 集合知による検討

研究会内部で検討した情報は、順次オンライン化して広く公開され、共同研究者以外の医療関係者及び法学関係者からの幅広い意見と批判を反映させる手法が予定されている。これは、情報の迅速な公開と速やかな修正が可能なオンラインデータベース形式を採用することによって初めて可能となる手法であり、本研究の大きな特徴の1つである（詳細は後述）。

以上、本研究によって予想される結果と意義をまとめると、次のようになる。

①インフラとしての共通情報基盤の確立 本データベースの設置により、医療関係者と法学関係者の共通認識に基づく情報基盤が整備される。いつでもオンラインでアクセスできる本データベースは、今後の両分野の共同教育、共同研究の基礎となりうるインフラストラクチャーとしての意義を持つものであり、今後の両分野の交流促進効果をもたらす。

②オーソドックスな医事法教育内容の確立 従来、担当者ごとにばらばらに行われてきた医事法教育について、関係者の共通理解に基づくオーソドックスな教育内容を提示しうる。

③情報収集・情報発信拠点の確立 オンラインデータベースは随時更新が可能なので、本研究によって設置されたデータベースは、継続的に管理され、情報収集並びに情報発信拠点として機能する。将来は、データを英語に翻訳してグローバルな情報提供を行うことも視野に含めている。

4 本研究の手法

(1) 共同研究

本研究では、民法、刑法、医事法、医療制度、医療倫理、法医学などの関連領域に造詣の深い研究者がそれぞれの専門に応じて研究作業を分担するとともに、関連する複数分野、とりわけ医療関係者及び医学研究者からの意見と批判を研究成果に取り込める体制を構築する。そのうえで、継続的な研究会の開催に加え、メーリングリストとウェブ会議室を活用することによって研究者間の共通認識の獲得と研究成果の蓄積を図るとともに、研究会内部で検討した情報を順次オンライン化して広く公開することにより、共同研究者以外の医療関係者及び法学関係者からの幅広い意見と批判を反映させる手法をとる。さらに試行段階では、医学部・法学部での試用、及び関係分野の専門家との多角的チェックが予定されている。

具体的な内容としては、①医事法の教科書、②医事法教科書とリンクした重要裁判例集、③実務上重要な事例を想定した設例と解説、④医療実務を念頭においたQ & A、⑤関連法令、関連ガイドラインを中心に、教材を作成する。当該教材はオンラインデータベース化されたうえ、これらの情報が相互にリンクされることによって、「事例から解説へ」、「解説から事例へ」の流れで知識取得がスムーズに行えるシステムを採用する。併せて、医学関係者と法学関係者の双方が利用できるよう、それぞれの分野の専門用語には解説を作成し、リンクを張る。このデータベースが広く用いられることによって、今後の医学関係者と法学関係者の議論の前提となる共通認識が確立されるとともに、医療過誤の予防と医療の向上に向けた協同作業の道筋もまた明確になる。

また、本データベースの構築と稼働は、当該分野で活動実績のある『医療と法ネットワーク』（一般財団法人比較法研究センター）（<http://www.kclc.or.jp/medical-legal/>）の全面的な協力を得て実施する。比較法研究センターは、①文部科学省学術フロンティア推進事業の助成（1998～2006）、②日本学術振興会未来開拓学術研究推進事業「情報市場における近未来の法モデルコピーマーケット」（1998～2004）の2つの研究プロジェクトにおいてオンライン教材の研究とプロトタイプ作成を共同で行った実績がある（研究代表者：北川善太郎京都大学名誉教授）。

(2) 途中経過の公開と共同研究グループ外からの意見のフィードバック

本共同研究の成果は、随時、ウェブ上で公開されるとともに、これらの成果を逐次公表することによって、このテーマに関心を持つ全国の学者、教育者、実務家に成果を提供し、これに対する意見や批判を集約してシステムに反映させる。

この情報提供のネットワークとしては、『医療と法ネットワーク』（比較法研究センター）がすでに設立し稼働させている「法律関係者と医療関係者のネットワーク」（<http://www.kclc.or.jp/medical-legal/>）を活用する。このように研究成果を社会に広く公開することにより、研究方法や研究内容の不備・不足を客観的に明らかにし、システム及び内容の改善に役立てることが可能になる。公刊前の論文草稿の公表などは理系の一部ですでに実施されているが、法学系の共同研究において、このような公表に加え、共同研究グループ外からの意見のフィードバックを行うのは、初めての試みであると思われる。

5 本研究の成果

上記研究計画のうち、平成 26 年度には、まず、研究会における検討を進め、データベースのプロトタイプ（基本型）として、コンテンツを有機的に結び付けるためのコードシステム、コンテンツ入力のためのオンライン入力システム、活用のための仕組み、継続管理のためのメタデータの種類と数等を検討した。

その後この検討結果をもとに業者と調整を重ね、平成 27 年 2 月にデータベースの試作版を比較法研究センターの以下のウェブサイト <http://www.kclc.or.jp/medical-legal/index.html> に構築した。

平成 27 年度には、コンテンツを含めてデータベースの一部（おもに民事法部分）をアップロードし、本試作版を実際に運用する作業に集中する。具体的には、民事法と医事法の研究者を中心にして本データベースにおける基本制度設計をより明確化したうえ、実際に各コンテンツの作成、データベース操作のシミュレーションが可能な程度まで、本データベースの作り込みを行う予定である。

Project of developing a new medical law-database for education and study

Hidehiro TAKASHIMA

Contents

- 1 Purpose of the study
- 2 Academic and practical backgrounds of the study
- 3 Subjects and characteristics of the study
- 4 Methods of the study
- 5 Result of the study

Keywords : medical law, database, medical malpractice, bioethics, torts